

今回のテーマ

経営者退職金準備は？(1)



今回は、永年の功労者である社長（役員）の退職金準備について考えてみましょう。退職時期の景気動向に左右されやすい側面を持ちますが、本来、永年の功労に対するものとして、確実に受け取れるように準備したいものです。

* 役員退職金のポイント

【税制面での取り扱い】

1. 法人

- ① 退職金積立準備は、全額資産として計上しておく必要がある。
- ② 退職金支払年度には、支払額全額が損金算入される。

2. 個人

- ・個人は受け取った退職金について、退職所得として課税される。

退職所得

〈税の考え方〉受け取りは、一時に行われるが、その支払根拠は過去の数十年にわたる功労に対してである。

従って、支払を受ける年度に、他の所得と合算して一時に課税されるべき性格ではなく、独立して考えるべき。

そこで、退職金については次の考え方により課税されます。

- | | |
|------------|--|
| ① 源泉分離課税 | 受取は一時だが、原因は過去の数十年にわたるものであるから |
| ② 退職所得控除 | 永年勤続による部分を適正に評価するための控除
勤続20年までの部分は、1年当たり40万円を
勤続20年を越える部分は、1年当たり70万円を
合計し、受取金額より控除できます。 |
| ③ 所得評価は1/2 | ②で計算された金額の1/2が退職所得として
評価されて課税対象となります。 |

このように、退職金は、給与所得者が受け取る金額の中で、極めて実効税率の低くなるもので、効果の高い受け取り方といえるでしょう。

* 注意点

退職金を準備するに当たって、留意すべき点があります。

- | |
|---|
| ① 退職金支払年度に、一時の損金＝赤字が発生する。
通常、退職金は高額なため、退職年度の決算に悪影響を与える恐れがある。 |
| ② 退職金を現金で準備するには、計画的に現金あるいは換金性の高い形態で積み立てておく必要がある。 |

退職金を支払う法人側の問題を、どのようにクリアーするのがよいのでしょうか？
その答えは、生命保険の活用にあります。詳細は次回に紹介いたします。

今回は、経営者にとっての退職所得を取り上げてみました。
実際にご自身のケースに置き換えて考えてみてはいかがでしょうか。
生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。
具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 渋谷 洋子